無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成25年1月31日　　群馬県渋川市

1　墳墓等所在地　群馬県渋川市伊香保町伊香保513番地13

1　墳墓等の名称　渋川市有墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　群馬県北群馬郡渋川町第541番地　扇谷　ミカ

1　改葬を行おうとする者　群馬県渋川市石原80番地　渋川市長　阿久津貞司

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成25年1月31日

鳥取都市計画事業
千代水第二土地区画整理事業
施行者　鳥取市
代表者　鳥取市長　竹内　功

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不明
氏名　稲田　礒平

2　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書のとおり換地処分をします。
（教示）
この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　その他
なお、別紙明細書は掲載を省略し、鳥取県鳥取市尚徳町116番地の鳥取市役所掲示場において掲示します。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十五年一月十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
仙台市青葉区二日町三番三二号
ナチュラルアイランド株式会社
代表清算人　豊島　大輔

解散公告

当社は、平成二十四年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
青森市大字野内字菊川六番地六
株式会社北日本総合企画
代表清算人　對馬　豊彦

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
栃木県日光市小倉八〇〇番地
有限会社日光いちご工房
清算人　樋山　順一

解散公告

当法人は、平成二十五年一月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
栃木県宇都宮市緑三丁目二番一二号
特定非営利活動法人自立支援の会Ｆｕｎクラブ
清算人　池田　宗城

解散公告

当会社は、平成二十四年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
群馬県太田市八幡町四一番七号
有限会社石井板金
清算人　石井　政次

解散公告

当会社は、平成二十五年一月十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
群馬県太田市東本町四六番二九号
有限会社稲垣工務店
清算人　稲垣　稔

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日付で総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
千葉県浦安市舞浜二番地五〇
シルク・ドゥ・ソレイユ・ジャパン合同会社
清算人　グループ・シルク・ドゥ・ソレイユ・インク
職務執行者　クロード・ボーバニエール

解散公告

当社は、平成二十四年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
東京都世田谷区梅丘一丁目二五番三号
有限会社ジェイエムケイ
清算人　扇谷　聰司

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
東京都江東区亀戸九丁目五番二〇号
株式会社セクレア
代表清算人　青山　圭一

解散公告

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
東京都千代田区富士見一丁目二番一九号
特定非営利活動法人食と健康を守る協議会
代表清算人　松澤哲次郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
ＭＧ三番町マネジメント合同会社
清算人　内山隆太郎